

別紙

諮問：令和 6 年度 諮問第 2 号 （令和 7 年 2 月 1 0 日）

答申：令和 8 年度 答申第 1 号 （令和 8 年 5 月 2 6 日）

美郷町情報公開審査会 答申

1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった公文書につき、美郷町情報公開審査会（以下「当審査会」という。）の結論は次のとおりである。

（１）美郷町長（以下「実施機関」という。）が行った部分開示処分については、不開示とされた部分のうち別表 2 の右欄に掲げる部分を開示すべきである。

（２）実施機関が行った不開示処分は、妥当である。

2 審査請求人の主張

（１）審査請求の趣旨

美郷町情報公開条例（平成 16 年美郷町条例第 11 号。以下「条例」という。）に基づく「浜原地区に於けるサステナブル住宅 1 件の一切の公文書」の開示請求に対し、実施機関が令和 6 年 10 月 17 日付で行った、本件対象公文書の部分開示処分のうちの一部及び不開示処分（対象は別表 1 参照）について、処分を取消し文書の公開を求める。

（２）審査請求の理由の要旨

審査請求人の審査請求書、口頭意見陳述及び意見書等による審査請求の理由及び主張の要旨は次のとおりである。

ア 決定通知において実施機関は条例第 7 条に該当するため一部を不開示としているが、当情報公開請求は設計図面・工事見積書・精算見積書によって金額等の内容を確認し、町の建設工事の適切性を確認する意図であり、条例の他の条項よりも第 1 条の「開かれた町政を推進すること」を最優先すべきである。

イ 契約図書（設計図）の図面が部分開示となっているが、この中の不開示とされた図面の一部は過去に町のホームページで公開されていた。事務手続きの誤りであると説明を受けているが、既に公表された資料は情報公開請求により開示すべきである。

ウ 情報公開請求をしている資料は町営住宅という建設物に係るものである。そのため、建設工事業業者等が閲覧している情報である。建設業者と同等の情報漏洩防止策を当情報公開請求に用いて全てを開示すべきである。

エ 工事請負見積書は、「建設業法」「建設業法令ガイドライン」「公共工事標準請負約款」

別紙

「公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律」において、入札事業者が見積書を提出することが規定されているため、不存在であるとは考えられない。

オ その他の不開示とされた文書についても不存在は納得できず、実施機関の弁明等が多くが詭弁である。住民には知る権利があり、町の建設工事の過程の適切性を確認するために、情報公開審査の場で当建設工事について請求人の疑問点に対する回答、町の方針や事業事務の決定根拠等を明示すべきである。

3 実施機関の主張

弁明書、意見聴取、提出資料及び事務局ヒアリングによる、実施機関の主張の要旨は次のとおりである。

(1) 美郷町ホームページに設計図が掲載されたことは事実であるが、パスワード付資料を公開し入札関係者へパスワードを別途通知する処理において、パスワード設定が来ていなかった事務ミスによるものである。そのため、掲載された設計図は本来一般公開する資料ではなく、情報公開請求に対しては条例第7条第2号、第3号ア及び第4号に該当する情報が含まれるため、該当箇所を不開示とする部分開示とした。

(2) 設計図のうち、住宅設備の寸法・素材・設置個所等を記載している箇所・図面を特定し、不開示としている。これは、住民が居住している町営住宅についてこれらの情報が一般公開されることにより、侵入・窃盗・不正アクセス・ストーカー行為・詐欺等の犯罪行為が想定されるため、条例第7条第4号に該当すると判断した。

(3) 建設業法第20条第1項に定める「見積り」は、建設業者の作成の努力義務が規定された資料であり、第2項に定める美郷町からの請求をしていないため存在しない。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条に規定する「入札金額の内訳を記載した書類」は存在する。ただし、これは、建設業法第20条の「見積り」のような各材料等の費用を記載した書類ではなく、工事費用を分類した内訳金額を提示する書類であり、不存在とした「見積書」と異なるものである。

美郷町公共工事請負契約約款第3条に定める内訳書は、上記「入札金額の内訳を記載した書類」で代替可能であると判断しており、当内訳書が未提出である場合にも督促等を行っていない。

(4) 「建設までの検討委員会等での議事録」は、検討委員会等を設置・開催をしていないため、議事録は存在しない。

「建設工事設計業務委託契約条件書」は、設計条件はプロポーザル時に設定済みであり、その他条件は委託契約書に記載しているため、別途条件書は作成しておらず存在しない。

別紙

「随意契約の誓約書」は、作成しておらず存在しない。

4 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例は、第1条で規定されているとおり、市政の諸活動を住民に説明する責務を全うし、市政に対する市民の理解と信頼を確保し、地方自治の本旨に即した住民参加の開かれた市政を推進することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

一方で、条例は、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されることや、行政の公正かつ適正な執行が損なわれるなど市民全体の利益を害することのないよう、原則開示の例外として限定列举した不開示事由を第7条(※)に定めている。また、条例において開示請求の対象となる公文書は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」であり(第2条第2項)、実施機関が保有していないものについては、開示することはできない。

また、開示の判断にあたっては、請求者が誰であるかを問わず一律に判断し条例に定める方法により一律に開示されなければならないため、請求者の立場によって開示の判断・方法を変更することはできない。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し条例を厳正に解釈した上、以下のとおり判断する。

(※) 不開示事由例(条例第7条より一部抜粋)

第2号：個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で
特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、
特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

第3号ア：公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位
その他正当な利益を害するおそれがあるもの

第4号：公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、
犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ず
るおそれがある情報

(2) 本件の争点について

ア 部分開示文書について

実施機関は、部分開示とした公文書には、上記3のとおり条例第7条第2号、第3号ア及び第4号に該当する不開示情報が含まれると主張する。一方、審査請求人は、上記2の主張のとおり第7条に該当することについて全く否定しなかったため、不開示情報の該当性について争いはなかった。そのため、当審査会は部分開示文書の不開示個所に

別紙

について、上記基本的考え方に基づき実施機関の判断が適切な解釈・運用であるかを審査する。

イ 不存在文書について

実施機関は、不開示とした公文書は全て、上記３のとおり作成・取得しておらず保有していないと主張した。一方、審査請求人は、上記２のとおり存在するはずと主張しているため、当審査会は本件公文書が実施機関における事務処理において作成・取得されるものであるか否かを審査する。

(３) 当審査会の判断

ア 部分開示文書の不開示情報の該当性について

部分開示となった公文書に記載された情報には、次のとおり条例の定める不開示情報が含まれていると判断できる。

- a 設計会社の代表者ではない社員の氏名及び資格の登録番号が記載されており、これは条例第７条第２号に規定する特定の個人を識別することができる情報に該当する。
- b 住宅デザインを成立させるため、外部から見ただけでは知り得ない各種素材、仕様、寸法及びそれらの組立図等が記載されており、これは条例第７条第３号アに規定する法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当する。
- c 建築物の住宅設備等の仕様及び寸法等が明らかになる図面は、個人の住居を狙った凶悪犯罪が発生している社会情勢に鑑みれば、条例第７条第４号に規定する公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報に該当する。

一方、当該文書の不開示とされた部分のうち次の箇所は、不開示情報に該当しない情報であり、原則開示の理念に基づき開示すべきである。

- a 資料の名称・ページ番号等、資料自体の情報を表す事項
- b 資料に記載の表の項目名のうち、名称のみで仕様・デザイン等を特定できないもの
- c 室名等、入居者募集資料等で既に一般公表されているものと同等の内容事項

イ 不開示処分に係る文書の不存在の妥当性について

不開示処分について、対象となる文書を作成・取得しておらず不存在とする実施機関の主張は、次のとおり妥当である。

- a 建設までの検討委員会等での協議議事録は、実施機関において３（４）に記載のとおり検討委員会等を設置・開催していないため議事録は存在しないと主張している。

別紙

委員会設置を義務付ける法令はなく、建設までの手続きに鑑みれば委員会等設置は必須ではないと考えられるため、この主張に特段不自然及び不合理な点は認められない。

- b 建設工事の工事請負見積書、変更見積書、及び建設地造成工事の工事請負見積書について、審査請求人は「建設業法」「建設業法令ガイドライン」「公共工事標準請負約款」「公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律」を根拠に存在すると主張している。当審査会は、当該法令等を確認し「建設業法令ガイドライン」には根拠と考えられる記述はないため、当ガイドラインを除く法令等について実施機関にヒアリングを実施した。実施機関の回答は、上記3（3）に記載の主張のとおりであり、実施機関の他の工事の手続きも同様であって、法令等に違反するものではないことと確認した。そのため、これらの文書の不存在に特段不自然及び不合理な点は認められない。
- c 建設工事の設計業務委託契約条件書及び随意契約の場合の誓約書について、3（4）に記載の実施機関の主張の内容を確認した。これらは法令等で作成が義務付けられている書類ではなく、作成の必要性もないと考えられるため、主張に特段不自然及び不合理な点は認められない。

（4）審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他諸々主張するが、本審査会の判断に影響するものではない。

（5）審査会の結論

以上のことから、当審査会は「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和7年 2月10日	・実施機関から本審査会に対し諮問
令和7年 4月16日	・審査請求人から意見書を収受
令和7年 5月13日	・実施機関からの説明、審議
令和7年 5月20日	・実施機関から詳細説明資料を収受
令和7年 7月 1日	・審査請求人の口頭意見陳述、審議
令和7年 8月15日	・事務局より実施機関へのヒアリング
令和7年 9月12日	・審議
令和8年 2月 5日	・審議
令和8年 5月26日	・答申の決定
令和8年 5月26日	・本審査会から実施機関に対し答申

別紙

（答申に関与した委員の氏名）

芦矢 修司、今城 崇、岩本 浩史、勝部 学、佐和 洋亮、高橋 武司

別紙

別表１ 本件に係る請求および処分

請求公文書の件名	審査 請求	処分 内容	部分開示の 不開示部分	該当条文（備考）
1. 起案責任者の工事起案書	－	部分開示	印影、数値の一部	第 7 条第 4 号、第 6 号イ
2. 建設までの検討委員会等 での協議議事録	有	不開示	－	第 11 条第 2 項（不存在）
3. 建設工事				
工事請負契約書	－	部分開示	印影	第 7 条第 3 号ア
工事請負見積書	有	不開示	－	第 11 条第 2 項（不存在）
契約図書（設計図）	有	部分開示	個人情報、 建物内部構造情報	第 7 条第 2 号、第 3 号ア、 第 4 号
設計業務委託契約書	－	部分開示	印影、個人情報	第 7 条第 2 号、第 3 号ア
設計業務委託契約条件書	有	不開示	－	第 11 条第 2 項（不存在）
工事請負変更契約書	－	部分開示	印影	第 7 条第 3 号ア
変更見積書	有	不開示	－	第 11 条第 2 項（不存在）
完成図書（設計図）	有	部分開示	個人情報、 建物内部構造情報	第 7 条第 2 号、第 3 号ア、 第 4 号
4. 建設地造成工事				
工事請負契約書	－	部分開示	印影	第 7 条第 3 号ア
工事請負見積書	有	不開示	－	第 11 条第 2 項（不存在）
契約図書（設計図）	－	開示	－	－
5. 随意契約の場合				
誓約書	有	不開示	－	第 11 条第 2 項（不存在）
見積書	－	部分開示	印影	第 7 条第 3 号ア
6. 他一切の公文書	－	部分開示	印影、個人情報、 数値の一部、 個人・設備の写真	第 7 条第 2 号、第 3 号ア、 第 4 号

別表２ 不開示部分のうち開示すべき部分

本件公文書	開示すべき部分
1 建設工事契約図書（設計図）目次	上表 全部 下表 最下行で数えて 1、4、5、8～10 列目全部、6 列 1 行目の欄 1、2 字目、6、7 列 2 行目の欄の 1 行目 全部
2 建設工事契約図書（設計図） 3 建設工事完成図書（設計図） 3	上表 1 行目（二重線より上の列）、1 列目、2 列目 中表 1 行目、2 行目 中表下の表外記載 1 行目の 1 字目～23 字目、49 字目～ 53 字目 下表 最下行で数えて 1、4、5、8～10 列目全部、6 列 1 行目の欄 1、2 字目、6、7 列 2 行目の欄の 1 行目 全部
3 建設工事契約図書（設計図） 5 建設工事完成図書（設計図） 5	下表 最下行で数えて 1～5、8～10 列目全部、6 列 1 行 目の欄 1、2 字目、6、7 列 2 行目の欄の 1 行目全

別紙

本件公文書		開示すべき部分
		部
4	建設工事契約図書（設計図） 6 建設工事完成図書（設計図） 6	左上図下の下線文字、右上図下の下線文字、右中図下の下線文字、左下図下の下線文字、右下図下の下線文字 下表 最下行で数えて 1～5、8～10 列目全部、6 列 1 行目の欄 1、2 字目、6、7 列 2 行目の欄の 1 行目全部
5	建設工事契約図書（設計図） 7 建設工事完成図書（設計図） 7	左上図下の下線文字、右上図下の下線文字、左下図下の下線文字、右下図下の下線文字、上表の上の下線文字 下表 最下行で数えて 1、4、5、8～10 列目全部、6 列 1 行目の欄 1、2 字目、6、7 列 2 行目の欄の 1 行目全部
6	建設工事契約図書（設計図） 8 建設工事完成図書（設計図） 8	上図下の下線文字、左上表下の下線文字、中下図下の下線文字、右上表下の下線文字 左上表 1、17、18 行目 右上表 1 行目 下表 最下行で数えて 1、2、4、5、8～10 列目全部、6 列 1 行目の欄 1、2 字目、6、7 列 2 行目の欄の 1 行目全部
7	建設工事契約図書（設計図） 9 建設工事完成図書（設計図） 9	下表 最下行で数えて 1～5、8～10 列目全部、6 列 1 行目の欄 1、2 字目、6、7 列 2 行目の欄の 1 行目全部
8	建設工事契約図書（設計図） 100, 101, 建設工事完成図書（設計図） 100, 101,	下表 最下行で数えて 1、4、5、8～10 列目全部、6 列 1 行目の欄 1、2 字目、6、7 列 2 行目の欄の 1 行目全部
9	建設工事契約図書（設計図） 102, 103, 建設工事完成図書（設計図） 102, 103,	下表 最下行で数えて 1、3～5、8～10 列目全部、6 列 1 行目の欄 1、2 字目、6、7 列 2 行目の欄の 1 行目全部
10	建設工事契約図書（設計図） 104 建設工事完成図書（設計図） 104	上図右下の下線文字全部、下図右下の下線文字全部 下表 最下行で数えて 1、3～5、8～10 列目全部、6 列 1 行目の欄 1、2 字目、6、7 列 2 行目の欄の 1 行目全部
11	建設工事契約図書（設計図） 105 建設工事完成図書（設計図） 105	左上図右下の下線文字全部、右上図右下の下線文字全部、左下図右下の下線文字全部、右下図上の下線文字全部、左上表の上の下線文字全部、同表全部、右上表の上の下線文字全部、右中表の上の下線文字全部、右下「□ 1 階」下の表群の左上の下線文字全部、同表群各表の 1 行目及び右の上から 2 番目～5 番目の表全て 下表 最下行で数えて 1、4、5、8～10 列目全部、6 列 1 行目の欄 1、2 字目、6、7 列 2 行目の欄の 1 行目全部
12	建設工事契約図書（設計図） 106 建設工事完成図書（設計図） 106	1～4 行目の文字全部（□囲いの図番号含む） 左上表の上の下線文字全部 下表 最下行で数えて 1、4、5、8～10 列目全部、6 列 1 行目の欄 1、2 字目、6、7 列 2 行目の欄の 1 行目全部

別紙

本件公文書		開示すべき部分
13	建設工事契約図書（設計図）107 建設工事完成図書（設計図）107	上表の1行目（分割2行になっている場合は上段下段両方）全部 下表 最下行で数えて1、4、5、8～10列目全部、6列1行目の欄1、2字目、6、7列2行目の欄の1行目全部
14	建設工事契約図書（設計図）108, 111 建設工事完成図書（設計図）108, 111	上表の1、3行目（分割2行になっている場合は上段下段両方）全部 下表 最下行で数えて1、4、5、8～10列目全部、6列1行目の欄1、2字目、6、7列2行目の欄の1行目全部
15	建設工事契約図書（設計図）109, 110 建設工事完成図書（設計図）109, 110	上表の1、3、5行目（分割2行になっている場合は上段下段両方）全部 下表 最下行で数えて1、4、5、8～10列目全部、6列1行目の欄1、2字目、6、7列2行目の欄の1行目全部
16	建設工事契約図書（設計図）112 建設工事完成図書（設計図）112	左側各表の真上の文字全部、同各表の1行目全部、右側1行目全部 下表 最下行で数えて1、4、5、8～10列目全部、6列1行目の欄1、2字目、6、7列2行目の欄の1行目全部
17	建設工事契約図書（設計図）113 建設工事完成図書（設計図）113	1行目全部、左側各表の真上の文字全部、右上表の真上の文字の1字目～19字目、右下表の真上の文字全部 下表 最下行で数えて1、4、5、8～10列目全部、6列1行目の欄1、2字目、6、7列2行目の欄の1行目全部
18	建設工事契約図書（設計図）114, 115 建設工事完成図書（設計図）114, 115	1行目全部 下表 最下行で数えて1、4、5、8～10列目全部、6列1行目の欄1、2字目、6、7列2行目の欄の1行目全部
19	建設工事契約図書（設計図）E-01-1 建設工事完成図書（設計図）E-01-1	上表 左上欄全部、左下欄1～6行目全部、同欄上表全部、同欄7行目1字目～6字目、右欄1行目1字目～6字目、同欄2、3、12行目全部、同欄内下右表の1行目全部、1列目全部 下表 最下行で数えて1、4、5、8～10列目全部、6列1行目の欄1、2字目、6、7列2行目の欄の1行目全部
20	建設工事契約図書（設計図）E-01-2 建設工事完成図書（設計図）E-01-2	上表 1行目全部 下表 最下行で数えて1、4、5、8～10列目全部、6列1行目の欄1、2字目、6、7列2行目の欄の1行目全部
21	建設工事契約図書（設計図）E-01-3 建設工事完成図書（設計図）E-01-3	上表 1行目全部、1、7、10列目全部 下表 最下行で数えて1、4、5、8～10列目全部、6列1行目の欄1、2字目、6、7列2行目の欄の1行目全部
22	建設工事契約図書（設計図）E-01-4	上表 1行目全部、1、4、7、10列目全部

別紙

本件公文書		開示すべき部分
	建設工事完成図書（設計図） E-01-4	下表 最下行で数えて 1、4、5、8～10 列目全部、6 列 1 行目の欄 1、2 字目、6、7 列 2 行目の欄の 1 行目全部
23	建設工事契約図書（設計図） E-01-5 建設工事完成図書（設計図） E-01-5	下表 最下行で数えて 1、4、5、8～10 列目全部、6 列 1 行目の欄 1、2 字目、6、7 列 2 行目の欄の 1 行目全部
24	建設工事契約図書（設計図） E-02 建設工事完成図書（設計図） E-02	各図の右下の下線文字全部、左上表、右上表、中段表の真上の文字全部 下表 最下行で数えて 1、3～5、8～10 列目全部、6 列 1 行目の欄 1、2 字目、6、7 列 2 行目の欄の 1 行目全部
25	建設工事契約図書（設計図） E-03 建設工事完成図書（設計図） E-03	上表の真上の文字全部 下表 最下行で数えて 1、2、4、5、8～10 列目全部、6 列 1 行目の欄 1、2 字目、6、7 列 2 行目の欄の 1 行目全部
26	建設工事契約図書（設計図） E-04 建設工事完成図書（設計図） E-04	左上表、右上表の真上の文字全部 下表 最下行で数えて 1、3～5、8～10 列目全部、6 列 1 行目の欄 1、2 字目、6、7 列 2 行目の欄の 1 行目全部
27	建設工事契約図書（設計図） E-05-1 建設工事完成図書（設計図） E-05-1	上表 左上欄全部、左下欄 1～6 行目（同一行内右側で 2 行になっている場合は上段下段両方）全部、同欄上表全部、同欄 7 行目 1 字目～6 字目、右欄 1、2、11 行目全部、同欄の表 1 行目全部、1 列目全部 下表 最下行で数えて 1、4、5、8～10 列目全部、6 列 1 行目の欄 1、2 字目、6、7 列 2 行目の欄の 1 行目全部
28	建設工事契約図書（設計図） E-05-2 建設工事完成図書（設計図） E-05-2	上表 1 行目全部、10 列目全部 下表 最下行で数えて 1、4、5、8～10 列目全部、6 列 1 行目の欄 1、2 字目、6、7 列 2 行目の欄の 1 行目全部
29	建設工事契約図書（設計図） E-05-3 建設工事完成図書（設計図） E-05-3	上表 1 行目全部、1、4、7、10 列目全部 下表 最下行で数えて 1、4、5、8～10 列目全部、6 列 1 行目の欄 1、2 字目、6、7 列 2 行目の欄の 1 行目全部
30	建設工事契約図書（設計図） E-05-4 建設工事完成図書（設計図） E-05-4	上表 1 行目全部、1、4、7 列目全部 下表 最下行で数えて 1、4、5、8～10 列目全部、6 列 1 行目の欄 1、2 字目、6、7 列 2 行目の欄の 1 行目全部
31	建設工事契約図書（設計図） E-06 建設工事完成図書（設計図） E-06	上から 1、2、4 番目の表真上にある文字全部 下表 最下行で数えて 1、4、5、8～10 列目全部、6 列 1 行目の欄 1、2 字目、6、7 列 2 行目の欄の 1 行目全部
32	建設工事契約図書（設計図） E-07 建設工事完成図書（設計図） E-07	左上図中下、左下図中下、右図の真上、同図中下にある□に囲まれた文字列全部 下表 最下行で数えて 1、4、5、8～10 列目全部、6 列 1

別紙

本件公文書		開示すべき部分
		行目の欄 1、2 字目、6、7 列 2 行目の欄の 1 行目全部
33	建設工事契約図書（設計図） E-08 建設工事完成図書（設計図） E-08	下表 最下行で数えて 1、4、5、8～10 列目全部、6 列 1 行目の欄 1、2 字目、6、7 列 2 行目の欄の 1 行目全部
34	建設工事契約図書（設計図） E-09 建設工事完成図書（設計図） E-09	上表の真上にある文字列全部 下表 最下行で数えて 1、4、5、8～10 列目全部、6 列 1 行目の欄 1、2 字目、6、7 列 2 行目の欄の 1 行目全部
35	建設工事契約図書（設計図） S-03, S-06, S-09 建設工事完成図書（設計図） S-03, S-06, S-09	上表 1、2 行目全部 下表 最下行で数えて 1、2、4、5、8～10 列目全部、6 列 1 行目の欄 1、2 字目、6、7 列 2 行目の欄の 1 行目全部
36	建設工事契約図書（設計図） S-04 建設工事完成図書（設計図） S-04	上表 1 行目全部、2 行目 1 字目～9 字目 下表 最下行で数えて 1、2、4、5、8～10 列目全部、6 列 1 行目の欄 1、2 字目、6、7 列 2 行目の欄の 1 行目全部
37	建設工事契約図書（設計図） S-05 建設工事完成図書（設計図） S-05	上表左側 1、2 行目全部 下表 最下行で数えて 1、2、4、5、8～10 列目全部、6 列 1 行目の欄 1、2 字目、6、7 列 2 行目の欄の 1 行目全部
38	建設工事契約図書（設計図） S-07 建設工事完成図書（設計図） S-07	上表左側 1、2 行目全部、右側 2 行目全部 下表 最下行で数えて 1、2、4、5、8～10 列目全部、6 列 1 行目の欄 1、2 字目、6、7 列 2 行目の欄の 1 行目全部
39	建設工事契約図書（設計図） S-08 建設工事完成図書（設計図） S-08	上表 1 行目全部、2 行目 1 列目欄 1 字目～10 字目 下表 最下行で数えて 1、2、4、5、8～10 列目全部、6 列 1 行目の欄 1、2 字目、6、7 列 2 行目の欄の 1 行目全部
40	建設工事契約図書（設計図） S-10, S-16 建設工事完成図書（設計図） S-10, S-16	上表 1 行目全部 下表 最下行で数えて 1、2、4、5、8～10 列目全部、6 列 1 行目の欄 1、2 字目、6、7 列 2 行目の欄の 1 行目全部
41	建設工事契約図書（設計図） S-11, S-12, S-13 建設工事完成図書（設計図） S-11, S-12, S-13	左上図の真下にある□に囲まれた文字列全部 下表 最下行で数えて 1、2、4、5、8～10 列目全部、6 列 1 行目の欄 1、2 字目、6、7 列 2 行目の欄の 1 行目全部
42	建設工事契約図書（設計図） S-14 建設工事完成図書（設計図） S-14	左上図、右上図、左下図の真下にある□に囲まれた文字列全部 下表 最下行で数えて 1、2、4、5、8～10 列目全部、6 列 1 行目の欄 1、2 字目、6、7 列 2 行目の欄の 1 行目全部
43	建設工事契約図書（設計図） S-15 建設工事完成図書（設計図） S-15	左上図、右上図、左下図、右下図の真下にある□に囲まれた文字列全部 下表 最下行で数えて 1、2、4、5、8～10 列目全部、6

別紙

本件公文書		開示すべき部分
		列 1 行目の欄 1、2 字目、6、7 列 2 行目の欄の 1 行目全部
44	建設工事契約図書（設計図） S-17 建設工事完成図書（設計図） S-17	上表 1 行目 1 字目～12 字目 下表 最下行で数えて 1、2、4、5、8～10 列目全部、6 列 1 行目の欄 1、2 字目、6、7 列 2 行目の欄の 1 行目全部

- ・全資料最下にある備考表の最右欄の図面 No 欄に記載がある場合は、当該記載を文書番号として記載
- ・図及び表は、行として数えない
- ・文字指定の数値は、記号を 1 文字として含み、空欄は文字数として含まない

以上